

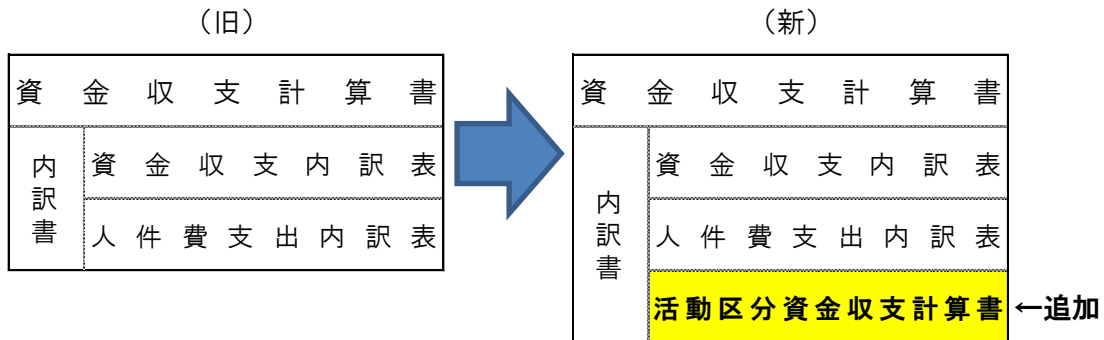
学校法人会計基準の改正点

1 資金収支計算書関係

(1) 資金収支計算書の内訳書として、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」の作成が必要となりました。【第14条の2第1項関係】

▶ 別添資料 p2、8、39、40 参照

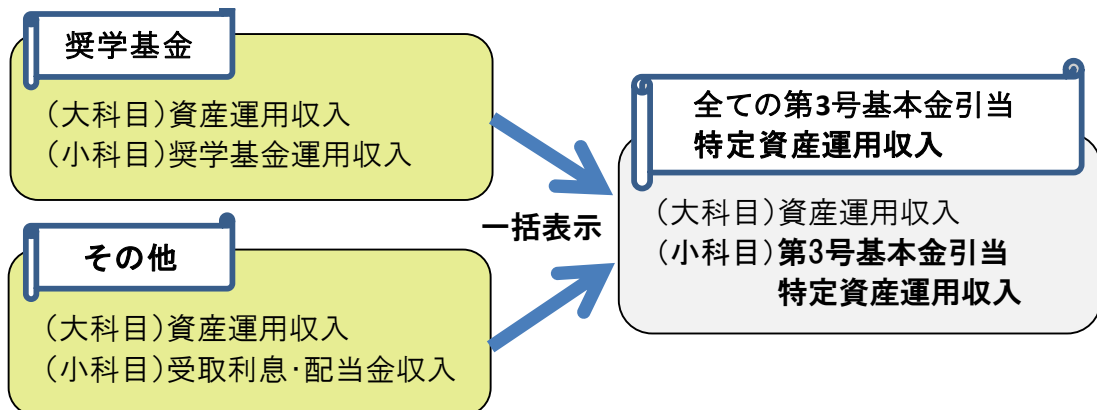
※知事所轄法人については、活動区分資金収支計算書の作成を要しません。



◆ 活動区分資金収支計算書を作成することにより、活動区分ごと(「教育活動による資金収支」、「施設整備等活動による資金収支」、「その他の活動による資金収支」の三分区)に資金の流れを把握することができます。

(2) 第3号基本金の運用収入を、「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示することとなりました。【第1号様式関係】 ▶ 別添資料 p2、32、81 参照

◆ 改正前は、奨学基金の運用収入は「奨学基金運用収入」とし、それ以外の運用収入は「受取利息・配当金収入」に計上していましたが、改正により、「第3号基本金引当特定資産運用収入」として一括で表示することとなりました。



※ 資金収支計算書の科目の改正内容については、別添資料 p31～40 及び p81(新旧対照表)を参照してください。

* 新旧対照表の「改正案」は「新」に、「現行」は「旧」に、それぞれ読み替えてください。

2 事業活動収支計算書(旧消費収支計算書)関係

- (1) 従前の「消費収支計算書」の名称が、「事業活動収支計算書」に変更され、収支を経常的収支及び臨時的収支に区分して、それぞれの収支状況を把握できるようになりました。【第 15 条関係】 ➡ 別添資料 p2、9、41～46、82 参照

(旧)		➡	(新)		
消費 収入	消費 支出		経常的 収支	教育活動 収 支	事業活動 収 入 事業活動 支 出
			教育活動外 収 支	事業活動 収 入 事業活動 支 出	
		臨時的 収 支	特別収支	事業活動 収 入 事業活動 支 出	

※事業活動収支計算書の科目の改正内容については、別添資料 p41～46 及び p82 (新旧対照表)を参照してください。

- (2) 「基本金組入れ後の収支状況」に加えて、「基本金組入れ前の収支状況」も表示することとなりました。【第 16 条第 3 項関係】

➡ 別添資料 p2、9、43、82 参照

- ◆ 基本金組入れ後の収支差額は、施設設備の取得状況等により大きく変動するため、毎年度の収支バランスを見るのには適していません。
- ◆ 改正により、基本金組入れ前の収支差額も表示することで、長期的な収支バランスと毎年度の収支バランスの両方を把握できるようになりました。

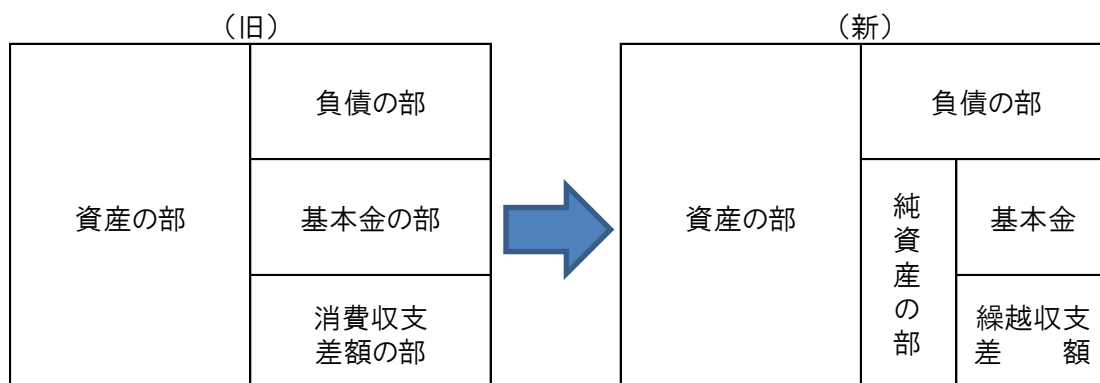
- (3) 「消費支出準備金」が廃止されました。【改正前の第 21 条関係】

➡ 別添資料 p2、11、43 参照

- ◆ 従前は、将来の特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金として「消費支出準備金」の計上が認められてきました。しかし、「消費支出準備金」は、実務上あまり利用されてこなかったことと、「事業活動収支計算書」に「特別収支」の区分が設けられたため、廃止されました。

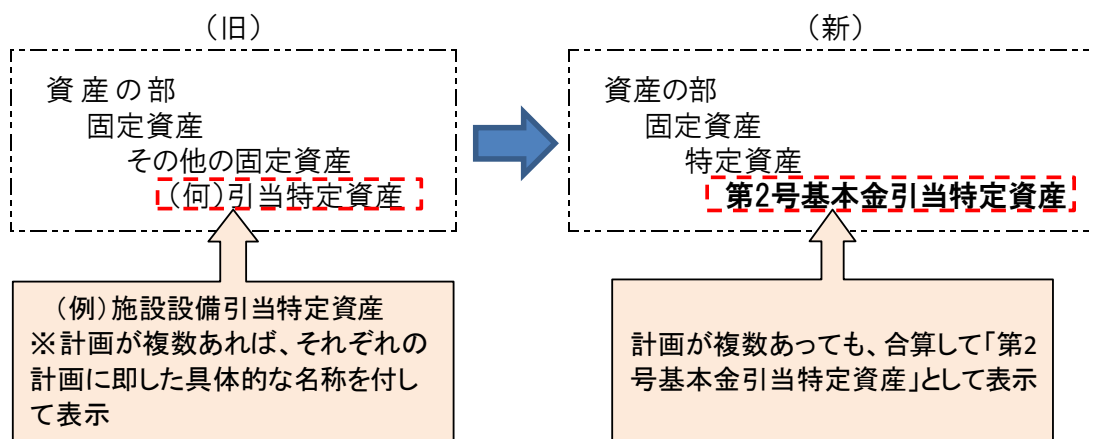
3 貸借対照表関係

- (1) 貸借対照表について、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」となりました。【第 32 条関係】 ➡ 別添資料 p2、15、47、48、83 参照



※貸借対照表の科目の改正内容については、別紙 p47、48、83(新旧対照表)を参照してください。

- (2) 第 2 号基本金について、対応する資産を「第 2 号基本金引当特定資産」として表示することとなりました。【第 7 号様式関係】 ➡ 別添資料 p2、47、83 参照



- (3) 第 2 号基本金及び第 3 号基本金について、組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成することが必要となりました。

【第 10 号様式第 1 の 1 及び様式第 2 の 1 関係】

➡ 別添資料 p2、54、55 参照

様式第一の一
第 2 号基本金の組入れに係る計画集計表
(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
	計	

(注) 計画が1件のみ場合は本表の作成を要しない。

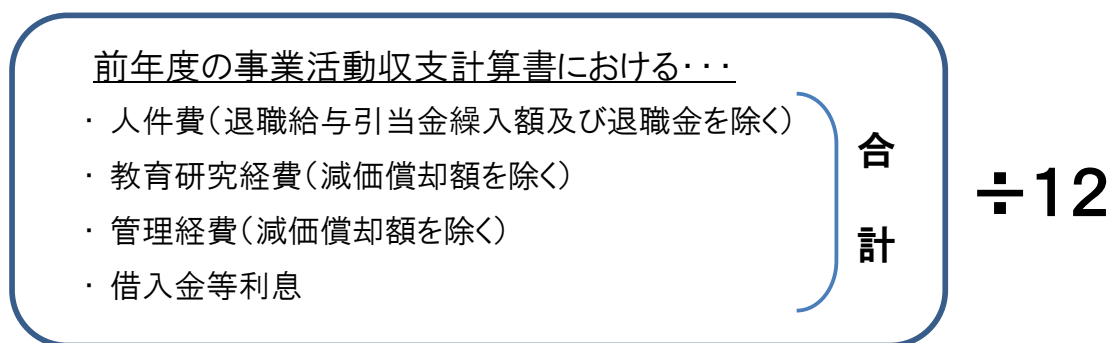
様式第二の一
第 3 号基本金の組入れに係る計画集計表
(単位 円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定 資産運用収入	第3号基本金当期末残高
	計		

(注) 計画が1件のみ場合は本表の作成を要しない。

(4) 第4号基本金について、算定式が以下のとおり定められました。

▶ 別添資料 p73~76 参照

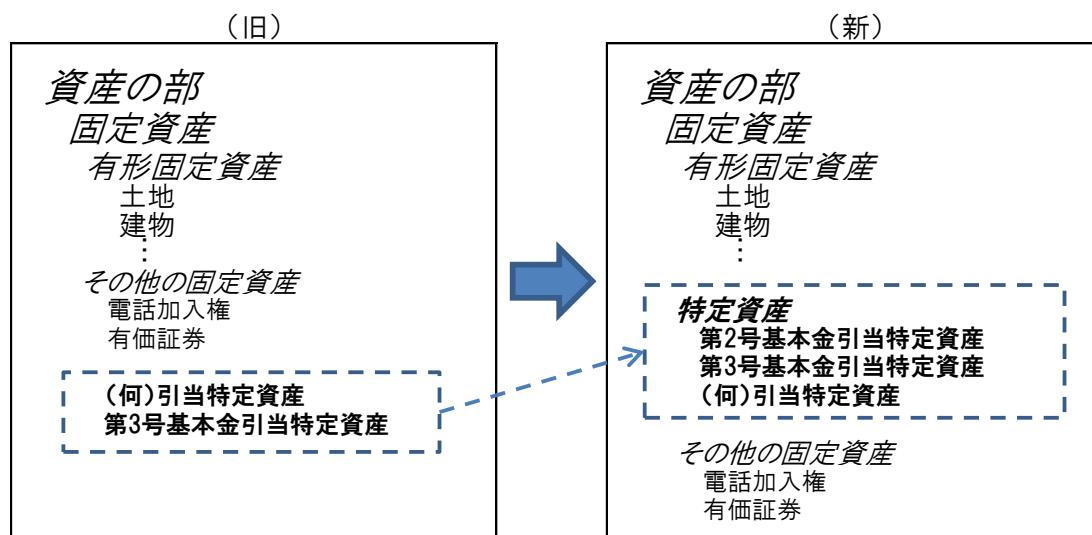


↓ 計算額が・・・

- ◆ 第4号基本金の額の計算額が、前年度の保持すべき資金の額の20%以内の減少の場合には、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることとなります。《特例》
※ただし、平成29会計年度に係る計算額が、平成28会計年度に係る基本金の額を下回る場合については、上記の特例は適用せず、その差額を取崩しの対象としなければなりません。
- ◆ 前年度の保持すべき資金の額に比べて、当年度の計算額が20%を超えて減少した場合には、一時的な減少ではなく、法人の支出規模が減少したものとみなして、前年度の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならないこととなります。
- ◆ 前年度の保持すべき資金の額に比べて、当年度の計算額が20%以内の増加の場合には、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができます。

(5) 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けることとなりました。

【第7号様式関係】 ▶ 別添資料 p2、47、83 参照



(6) 有価証券は、取得価額と比較して、その時価が著しく低くなった場合には、回復が認められる場合を除き、時価によって評価することとなりました。

その具体的な取扱いが、以下のとおり定められました。

➡ 別添資料 p60 参照

「市場価格のある有価証券」、「市場価格のない有価証券のうち、債券等」

◆ 市場価格のある有価証券

⇒ 時価＝市場価格

◆ 市場価格のない有価証券のうち、債券等

⇒ 時価＝当該有価証券を取引した金融機関等において合理的に算定した価額

下落率＝**50%以上**の場合

⇒特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。

下落率＝**30%以上50%未満**の場合

⇒著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断

「市場価格のない有価証券のうち、株式」

◆ 市場価格のない有価証券のうち、株式

⇒当該株式の発行会社の実質価額を時価とみなす。

※実質価額：一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株あたりの純資産額

下落率＝**50%以上**の場合

⇒十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする。

(7) 大規模災害等により、使用・処分が困難となった校地校舎等の固定資産について、資産計上を続けることは学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、貸借対照表の資産計上額から除くことができるようになりました。

➡ 別添資料 p59、60 参照

4 注記事項の追加

(1) 第4号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記することが必要になりました。

【第34条第7項関係】 ▶ 別添資料 p2、16、61、62、67 参照

- ◆ 「第4号基本金に相当する資金」は、現金預金及びこれに類する金融商品である必要があります。
- ◆ 「現金預金」とは、貸借対照表上の現金預金を指します。
- ◆ 「これに類する金融商品」とは、他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、かつ、当該金融商品を支払資金と同様に用いている金融商品をいい、第4号基本金に対応する名称を付した特定資産を含み、その他の特定資産は含めません。

(2) 改正前の有価証券の時価情報に加えて、有価証券の種類ごとの時価情報も注記することとなりました。 ▶ 別添資料 p62、63、67、68 参照

(3) 学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、学校法人間の取引について注記することとなりました。 ▶ 別添資料 p64、71 参照

- ◆ 学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む)、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、注記する必要があります。
- ◆ 学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記する必要があります。

(4) 活動区分資金収支計算書について、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記を、「活動区分資金収支計算書」の末尾に記載することとなりました。

▶ 別添資料 p60、61 参照

5 予算書について

(1) 予算書については、平成28年度のものから、新基準の様式で作成する必要があります。

予算書は通常、前年度との比較型で作成しますが、平成28年度の予算書については、次のいずれかの方法で作成することができます。

▶ 別添資料 p88、89 参照

- ① 単年度の予算だけを作成する方法
- ② 前年度(平成27年度)予算については、新基準に組み替えた旨を注記して対比型として作成する方法

(2) 予算書は、「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」に対応する予算書を提出すれば足り、「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」、「活動区分資金収支計算書」及び「事業活動収支内訳表」に対応する予算書を提出する必要はありません。 ➡ 別添資料 p89 参照

◆ 「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」は、予算と決算を対比する様式を採っているため、収支予算を作成するに際しては、それを前提として対比可能なように作成する必要があります。

しかし、「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」、「活動区分資金収支計算書」及び「事業活動収支内訳表」については、予算と決算を対比する様式を採っていないため、対応する収支予算の作成を必ずしも予定しているものではありません。